

株式会社メタシステム研究所における  
公的研究費の運営・管理に関する行動規範

株式会社メタシステム研究所（以下「当社」という。）の公的研究費の不正防止に関する基本方針に関連し、当社が公的研究費を運営・管理する上で、公的研究費の運営・管理に関わる構成員の行動規範を以下に定める。

1. 構成員は、公的研究費の運営・管理に当たり、法令・指針・ガイドラインや当社が定める規程・運用ルール・手順等を遵守しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費が当社の運営・管理する公的な資金であることを認識し公正かつ効率的に使用し、実態のない経費の使用、目的外使用などの不正な使用を行ってならない。また、構成員は、公的研究費の運営・管理に関し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の運営・管理にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
4. 構成員は、公的研究費の不正使用が当社におけるすべての活動に深刻な影響を与えることを自覚し、不正使用を未然に防止するよう、別に定める公的研究費の不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。